

公立大学法人宮城大学参与に関する要綱

令和7年3月12日

理事長 決 裁

(設置)

第1条 公立大学法人宮城大学に、参与を置くことができる。

(職務)

第2条 参与は、学長の求めに応じ、教育・研究・社会貢献活動等に関する事項について、助言を行う。

(委嘱)

第3条 参与は、有識者のうちから、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 参与の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の任期は、参与を委嘱した学長の任期の範囲内とする。

(報酬)

第5条 参与は、無報酬とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。